## 静岡県告示第715号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具(銃)使用禁止区域を指定したので、同条第12項により読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

- 1 伊豆熱川別荘地特定猟具(銃)使用禁止区域(名称の変更)
  - (1) 変更前の名称
    - 三菱熱川別荘地特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (2) 区域(区域表示の変更)

町道奈良本1号線と町道奈良本2号線及び町道湯ヶ岡赤川線の交点を起点として、同地点から町道湯ヶ岡赤川線を北東に進み、町道足山支線との交点に至り、同地点から同町道に沿って 113m南進し、町道足山線との交点に至り、同地点から同町道を東進し、町道湯ノ沢草崎線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南進し、町道奈良本1号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 2 青野川特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域

主要地方道下田石廊松崎線の弓ヶ浜大橋と二級河川青野川右岸堤防の交点を起点として、同地点から同河川右岸堤防沿いに北西に進み、さらに西進し、二級河川二条川との交点に至り、同地点から同河川右岸堤防沿いに西進し、二級河川差田川との交点に至る。同地点から同河川右岸堤防沿いに西進し、国道 136 号線被露橋との交点に至り、同橋を渡り、同河川左岸堤防に至り、同地点から同河川左岸堤防沿いに東進し、二条川との交点に至る。同地点から同河川右岸堤防沿いに西進し、国道 136 号線坂下橋との交点に至り、同橋を渡り、同河川左岸堤防沿いに東進し、国道 136 号線坂下橋との交点に至り、同橋を渡り、同河川左岸堤防沿いに東進し、青野川との交点に至る。同地点から同河川右岸堤防沿いに北進し、さらに北西に進み、県道下田南伊豆線小町橋との交点に至る。同地点から同橋を渡り、同河川左岸堤防に至り、同地点から同河川右岸堤防沿いに北東に進み、上の原頭首工との交点に至り、同地点から頭首工を渡り、同河川左岸堤防に至り、同地点から同河川左岸堤防沿いに北東に河川左岸堤防沿いに南西に進み青野川との交点に至る。同地点から同河川左岸堤防で東進し、弓ヶ浜大橋との交点に至り、同地点から同橋を渡り起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

- 3 柿沢川城ヶ崎特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域

県道函南停車場・反射炉線と函南町の行政境との交点を起点として、同地点から県道函南停車場・反射炉線に沿って南進し、市道韮2-5号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西進し、市道韮1-2号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北進し、市道韮2-4号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西進し、市道韮2-3号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北進し、函南町との行政境に至り、同地点から同行政境に沿って東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 4 灰塚特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

三島市行政界側の新城橋と狩野川特定猟具(銃)使用禁止区域との交点を起点として、同点から県道 三島静浦港線に沿って北進し、市道松本長伏公園線との交点に至り、同点から市道松本長伏公園線に沿って西進し、同線の終点に至り、同終点から更に道路に沿って西進し、狩野川特定猟具(銃)使用禁止 区域との交点に至り、同点から同特定猟具(銃)使用禁止区域境に沿って東南に進み、起点に至る線で 囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器 (装薬銃及び空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 5 安倍川、藁科川特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

安倍川にかかる東名高速道路安倍川橋と安倍川左岸堤防との交点を起点として、同地点から同橋を西進し、安倍川右岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って北進し、藁科川右岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って北進し、藁科川左岸堤防との交点に至り、同地点から同場防に沿って北進し、藁科川左岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って東進し、静岡市葵区羽島 676-311 に至り、同地点から私有地と河川の境に沿って北東進し、安倍川右岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って北進し、途中静岡市西ヶ谷の崖沿いに進み、静岡市与左衛門新田の安倍川右岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って北進し、静岡市安倍口団地・国土交通省官舎に至り、同地点から同団地南の堤防に沿って南東進し、安倍川右岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って北東進し、葵区油山字大下山 1513-1 に至り、同地点から安倍川を渡り、葵区牛妻字中沢 1343 に至り、同地点から安倍川左岸堤防に沿って南進し、途中、諸岡山西側崖沿いに進み、更に安倍川左岸堤防に沿って南進し、JR東海道本線との交点に至り、同地点から同線に沿って北東進し、

安倍川左岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 6 大津谷川特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

市道岸元島田線と市道御仮屋元島田線との交点を起点とし、市道御仮屋元島田線に沿って南へ進み、 県道島田岡部線との交点に至る。同地点から市道横井御仮屋線に沿って南へ進み、県道島田吉田線との 交点に至り、同地点から県道島田吉田線に沿って東へ進み、県道河原大井川港線との交点に至る。同地 点から県道河原大井川港線に沿って東へ進み、市道大津谷川左岸4号線との交点に至り、同地点から市 道大津谷川左岸4号線及び市道大津谷川左岸3号線に沿って西へ進み、市道新谷口道線との交点に至る。 同地点から市道新谷口道線に沿って北西へ進み、市道谷口道線との交点に至り、同地点から市道谷口道 線に沿って北西へ進み、県道島田岡部線との交点に至る。同地点から市道阿知ヶ谷東光寺線に沿って北 へ進み、市道岸元島田線との交点に至り、同地点から市道岸元島田線に沿って西へ進み起点へと至る一 円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 7 大井川マラソンコース"リバティ"特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

小笠幹線大井川水路橋の西南端より同橋に沿って北東に進み、県道焼津森線との交点に至る。同地点より、同線に沿って、南東へ進み、県道島田川根線との交点に至る。同地点から、県道島田川根線に沿って南へ進み、東道島田川根線に沿って南へ進み、東道島田川根線に沿って南へ進み、国道1号との交点に至り、同地点から、国道1号に沿って南へ進み、東道島田岡部線との交点に至る。同地点から、市道向谷旧堤線、市道大井川左岸線に沿って南へ進み、県道島田岡部線との交点に至る。同地点から県道河原大井川港線に沿って南東に進み、国道150号との交点に至り、同地点から国道150号に沿って南西へ進み、島田市と焼津市の市境との交点に至る。同地点から島田市と焼津市に沿って北西に進み、更に島田市と藤枝市の市境に沿って北西に進み、島田市字細島と字大柳の境界との交点に至る。同地点から大井川左岸河川敷より南500mの地点に沿って西へ進み、JR東海道本線との交点に至る。同地点から大井川左岸河川敷より南500mの地点に沿って西へ進み、JR東海道本線との交点に至る。同地点から大井川左岸河川敷より南500mの地点に沿って西へ進み、JR東海道本線との交点に至る。同地点から市道島東町線に沿って北に進み、東道自田岡部線との交点に至り、同地点から市道島東町線に沿って北に進み、南道中尾横岡堤防線との交点に至る。同線に沿って北西に進み、大井川右岸堤防の東端に至る。同地点から堤防に沿って西に進み、起点へと至る一円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 8 東富田特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

県道吉沢・金谷線と市道東富田友田線との交差点を起点とし、市道東富田友田線を北上し、市道東富田線との交差点に至る。同地点より市道東富田線を北上し、島田市との市境に至り、市境に沿って南下し、県道吉沢・金谷線との交差点に至る。同地点より県道吉沢・金谷線を南下し、起点に至る一円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 9 太田川特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

浜松御前崎自転車道と東橋との交点を起点とし、同地点から同自転車道沿いに東進し、市道南田福田 幹線との交点に至り、同地点から太田川を横断し、市道豊浜76号線と市道豊浜88号線との交点まで至り、 同地点から同堤上線沿いに南下し、前川の右岸河口部に至り、同地点から同河川を右岸沿いに東進し、 前川橋との交点に至り、同地点から同橋を南へ渡り、遠州灘鳥獣保護区との境に至り、同地点から同保 護区沿いに西進し、太田川を横断し、同保護区沿いに北進し、東橋との交点まで至り、同地点から同橋 を渡り起点に至る一円の地域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

③ 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 10 逆川特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

二級河川逆川に架かる山麓橋を起点として市道山麓橋大池線を東進し、市道掛川駅梅橋線との交点に至る。同地点より同線を西進し、天竜浜名湖鉄道との交点に至る。同地点より同鉄道を東進し、掛川市役所前駅に至る。同駅より市道下俣上山本線を経てJR東海道本線との交点に至る。同地点より同鉄道を西進し、袋井市との境界にあたる普通河川馬込沢川との交点に至る。同地点より境界沿いに北上し、二級河川原野谷川を経て国道一号線との交点に至る。同地点より同線を東進し、県道掛川袋井線との交点に至る。同地点より同線を東進し、市道鳥居細田線との交点に至る。同地点より同線を東進し、山麓橋大池線との交点に至る。同地点より同線を東進し、起点に至る線で囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和9年10月31日まで

③ 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 11 塩新田特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

市道福田中島54号線と国道150号線との交点を起点とし、同地点から今之浦川右岸法下を同河川右岸 法下沿いに南東進し、仿僧川左岸法下との交点に至り、同地点から同河川左岸法下沿いに西南進し、宇 兵衛新田地区との境界線との交点に至り、同地点から同境界線沿いに北東進し、市道一色5号線との交 点に至り、同地点から同路線を南東進し、市道塩新田6号線との交点に至り、同地点から同路線を北進 し、市道南田福田幹線との交点に至り、同地点から北進し、宇兵衛新田地区境界線との交点に至り、同 地点から同地区境界線沿いに北東進し、南田地区境界線との交点に至り、同地点から同地区境界線沿い に北東進し、市道福田中島54号線との交点に至り、同地点から北進し起点に至る線で囲まれた一円の区 域。(法下は、すべて河川側)

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 12 前岡特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

県道袋井・小笠線と市道前岡・東谷線との交差点を起点とし、同地点より市道前岡・東谷線を北進し、 市道南29号線との接点に至り、同地点より市道南29号線を南進し、県道袋井・小笠線との接点に至り、 同地点から県道袋井・小笠線に沿って西進し、起点に至る線で囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 13 原野谷川・逆川合流部特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域

二級河川原野谷川に架かる広愛大橋と市道掛之上祢宜弥線の交点を起点とし、同地点から広愛大橋を 北進し、市道貫名線の起点に至る。同市道を東進し、市道名栗貫名線の接点に至る。同市道を北東に進 み、同心橋に至る。同地点から同心橋を東進し、掛川市との境界に至る。同地点より境界沿いに南進し、 逆川を越え、同川の左岸堤防を西進し原野谷川親水公園との接点に至る。同地点から同公園を南進し、 市道掛之上祢宜弥線との接点に至り、同地点から同市道を西進し、起点に至る線により囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

14 伊左地隠ヶ谷川特定猟具(銃)使用禁止区域

## (1) 区域

県道舘山寺鹿谷線と市道伊左地9号線との交点を起点とし、県道舘山寺鹿谷線に沿って南進し、市道伊左地105号線の交点に至り、同地点から植林沿いを南東に進み、さらに植林沿いを北西に進み、さらに植林沿いを東進し、さらに植林沿いを北進し、さらに植林沿いを東進し、さらに植林沿いを北進し、さらに植林沿いを東進し、植林帯の東端から真北にある植林帯の東端に至り、同地点から植林沿いの北側を西進し、さらに植林沿いを北西に進み、さらに植林沿いを西進し、防護壁との交点に至り、防護壁沿いに北進し、市道伊左地149号線との交点に至り、同線を東進し、市道伊左地203号線との交点に至り、同地点から伊左地町2091-10の宅地へ北進し、同地点から住宅北境を西進し緑ヶ丘公民館を経てさらに住宅北境を西進し伊左地町1794-1に至り、同地点から伊左地町1825-1まで直線で結び市道伊左地9号線との交点に至り、同線北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

③ 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 15 和地花川特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

県道村櫛三方原線と市道和地湖東線との交点を起点とし、同地点から県道村櫛三方原線を南西に進み、 市道和地52号線との交点に至り、同地点から同線を南進し弁天橋に至り、同地点から花川左岸に沿って 北進し県道舘山寺鹿谷線に至り、同地点から県道舘山寺鹿谷線を東進し、市道和地35号線との交点に至 り、同地点から同線を北東に進み、東名高速道路との交点に至り、同地点から市道和地湖東線と市道和 地35号線との交点まで北東に進み、同地点から市道和地湖東線を北西に進み起点に至る線で囲まれた一 円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 16 吹上特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

県道細江舞阪線と東海道新幹線との交点を起点とし、同地点から東海道新幹線を西進し、新幹線第1 浜名橋梁東端に至り、同地点から浜名湖湖岸を北進し、さらに続けて同湖岸を東進し、県道細江舞阪線 と交差する地点に至り、同地点から同線を南進し、起点に至る一円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和9年10月31日まで

③ 禁止に係る特定猟具の種類

- 17 佐浜古人見湖岸特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

市道佐浜72号線と市道佐浜大人見線との交点を起点として、同地点から市道佐浜大人見線に沿って南東に進み、主要地方道細江舞阪線との交点に至り、同地点から浜名湖岸に沿って南西に進み、西区古人見町3003番地先に至り、同地点から北東に進み、佐浜町3番地の12と佐浜町4835番地の1との交点に至り、同地点から市道佐浜72号線に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和9年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 18 安間川特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

浜松市南区飯田町地内の東海道新幹線南面と龍光飯田1号線との交点を起点とし、同地点から東海道新幹線南面に沿って東進し、県道二俣浜松線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、市道老間27号線との交点に至り、同地点から真西を見通した安間川右岸の金折2号線に渡り、同地点から同線に沿って北進し、下飯田8号線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、市場橋に至り、同地点から安間川右岸堤防を北進し、飯田橋に至り、同地点から龍光飯田1号線を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和9年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器 (装薬銃及び空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。))

- 19 伊佐見特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域

市道和地54号線と主要地方道舘山寺鹿谷線との交点を起点とし、同地点から主要地方道舘山寺鹿谷線に沿って東進し、主要地方道細江舞阪線との交点に至り、同地点から同線を南進し、旧雄踏町境との交点に至り、同地点から同境に沿って西進し、浜名湖岸との交点に至り、同地点から浜名湖岸に沿って北進し、市道佐浜大人見線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道佐浜72号線との交点に至り、同地点から同線を西進し、佐浜75号線との交点に至り、同地点から同線を東進し、佐浜77号線との交点に至り、さらに佐浜75号線を南進し、再び佐浜77号線との交点に至り、同地点から同線を東進し、市道佐浜大人見線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道和地54号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

- 20 庄内湖特定猟具(銃)使用禁止区域
  - (1) 区域(区域表示の変更)

市道和地52号線の弁天橋と花川左岸との交点を起点とし、同地点から花川左岸に沿って南進し、浜名湖湖岸との交点に至り、同地点から同湖岸を南進し、銃漁禁止区域制札及び区域境界塗装された地点に至り、同地点から北西に浜名湖を渡り、浜名湖対岸の特定猟具使用禁止区域制札及び区域境界塗装された地点に至り、同地点から浜名湖湖岸に沿って北進し、さらに続けて同湖岸に沿って東進し、花川右岸との交点に至り、同地点から花川右岸を北進し、市道和地52号線の弁天橋に至り、同地点から弁天橋を渡り、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

③ 禁止に係る特定猟具の種類

銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))